

公益社団法人香川県不動産鑑定士協会

定 款

公益社団法人香川県不動産鑑定士協会定款

1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、公益社団法人香川県不動産鑑定士協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

(目的)

第3条 本協会は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下「連合会」という。）と連携を保ちつつ不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の品位の保持及び資質の向上並びに不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善を図り、もって不動産鑑定評価制度の発展、土地等の適正な価格の形成に資することにより県民生活の向上と県土の健全かつ均衡ある発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発
- (2) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査研究並びに研修
- (3) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する無料相談
- (4) 不動産の鑑定評価に関する資料の収集、整理及び情報の提供
- (5) 不動産の鑑定評価に関する刊行物等の発行
- (6) 地方公共団体等からの地価調査等に関する受託業務
- (7) その他本協会の目的達成のために必要な事業

2 前項各号の事業は香川県において行うものとする。

3 本協会は、前条の目的達成のため、連合会の団体会員となり、同会と協力して第1項各号に掲げる事業の公正かつ適正な実施に努める。

4 本協会は公益社団法人徳島県不動産鑑定士協会、公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会及び一般社団法人高知県不動産鑑定士協会と共同で四国不動産鑑定士協会連合会を組織し、第1項に掲げる事業の公正かつ適正な実施に向けた協議・情報交換をおこなう。

第2章 会員及び会費

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

- (1) 正会員 香川県内に住所、事務所又は勤務場所を有する不動産鑑定士、不動産鑑定

士補又は不動産鑑定業者であつて、本協会の目的に賛同して入会した者

(2) 名誉会員 本協会に特に功労があつた者又は学識経験者で理事会において推薦された者

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもつて会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 前条の承諾を得た者は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者からは、これを徴収しない。

(権利・義務)

第8条 正会員は次の各号を含む法令、本協会の定款、規程又は総会の議決によって規定されている権利を行使することが出来できる。

- (1) 総会に出席し議決に参加する権利
- (2) 委員会・研修会へ参加する権利
- (3) 本協会の施設又はサービスを利用する権利
- (4) 貸借対照表等備え付け帳簿及び書類を閲覧する権利

2 正会員は、本協会の定款、規則、規程又は総会の議決によって課せられるすべての義務を果たさなければならない。また、専門職業家として高い論理を保持し、その品位を傷つける行為を行ってはならない。

3 正会員が役員又は委員その他の役職に就任したときは、その職務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らしてはならない。正会員が役員又は委員その他の役職でなくなった後も同様とする。

(退会)

第9条 会員は、退会の旨書面をもつて会長に届け出て退会することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員が不動産の鑑定評価に関する法律第20条又は第30条の規定による登録の消除を受けたとき。
- (3) 会員である法人が解散したとき。
- (4) 会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 正会員のすべてが同意したとき。
- (7) 後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき。

(懲戒)

第11条 懲戒は次の各号に定める方法のうち、いずれかの方法により行う。

(1) 戒告

(2) 本協会における選挙権、被選挙権、各種会議又は委員会への参加権及び施設利用権等（以下「会員権」という。）の停止

(3) 除名

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において総理事の3分の2以上の理事が出席し、その理事の4分の3以上の決議を得て、戒告又は会員権の停止をすることができる。

(1) 本協会の定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為、その他本協会の目的に反する行為があったとき。

(2) 倫理に関する諸規則に違反し、その他会員としての品位を著しく損ない、その結果本協会の名誉を毀損したとき。

(3) 会員が正当な理由がなく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

(4) その他懲戒すべき正当な事由があるとき。

3 会員が前項各号のいずれかに該当し、かつ、その程度が特に著しい場合には、総会において総正会員の3分の2以上の決議を得て、これを除名することができる。

4 戒告及び会員権の停止は、その事由に該当すると認められた会員に対し、戒告及び会員権の停止の決議を行う理事会において十分な弁明の機会を与えなければならぬ。また、除名する場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

5 会長は、会員を除名した場合には、当該会員に対して、除名した旨を通知する。

6 懲戒の審査対象となっている会員は、懲戒手続きが行われている間、第9条及び第10条の規定は適用しない。

7 懲戒の審査事案については、連合会に設置される綱紀・懲戒審査会と共同して調査及び審査を行う。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条に基づいてその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 総会

(種別)

第13条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって法人法に規定する社員総会とする。

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 定款変更
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 入会金及び会費の金額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 通常総会は、定時社員総会として年に1回、毎事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することとするときは、2週間前までに通知しなければならない。
- 3 会長は、前条第2項第2号の規定により請求があったときは、その日から6週間以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権の数)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第20条 総会は、総正会員の過半数の正会員の出席がなければ、開くことができない。

(決議)

第21条 総会の決議は、法人法及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会に出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 法人法第49条第2項に定める決議は、総正会員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。ただし、定款第55条、第56条第2項、第58条の場合を除く。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ本協会に提出する。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとに行う。

3 第1項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、本協会の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第23条 書面により議決権を行使できる場合には、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了までに当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出する。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、議長及び出席した正会員の中から指名された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第25条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上11名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とする。

(役員の選任等)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係がある者（以下、「親族等」という。）である理事の数が理事の総数の3分の1を超えることができない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第27条 理事は、理事会を構成し、法人法及びこの定款に定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

（監事の職務及び権限）

第28条 監事は、次に掲げる職務を執行する。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本協会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるととき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (4) 理事会上出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (5) 第3号に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号に基づく請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、理事会を招集すること。
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査すること。
- (8) 前号の場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (9) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によって本協会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめさせることを請求することができる。
- (10) 本協会が理事との訴えを遂行するときに、本協会を代表すること。
- (11) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書につき監査し、監査報告を作成すること。
- (12) その他法人法に定められた業務を行うこと。

（役員の任期）

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

通常総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員のため選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員のため選任された監事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。
- 5 理事又は監事は第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって決議しなければならない。

- 2 役員の解任決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならぬ。

(役員の報酬等)

第31条 役員は、無報酬とする。

第5章 顧問及び相談役

(顧問)

第32条 本協会に任意の機関として、理事会の定めるところにより顧問を5名以内に置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の業務に関する重要な事項について、会長に建議し、又は会長の諮問に応じ会長に助言することができる。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(相談役)

第33条 本協会に任意の機関として、理事会の定めるところにより相談役を5名以内置くことができる。

- 2 相談役は、理事会において任期を定めた上で選任し、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、本協会の業務に関する重要な事項について、会長の相談に応ずる。
- 4 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 本協会は、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならぬ。

(権限)

第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行を監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 規程の制定、変更及び廃止
- (5) 事業計画及び収支予算の決定
- (6) その他法令又は定款に定める事項

(開催)

第36条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事の3分の1以上から会長に対し、理事会の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、会長に対して、理事会招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が召集する。

- 2 会長は、前条第1項第2号の請求があったときは、請求の日から5日以内に文書をもって招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第39条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、理事会に出席した理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について欠席した理事が代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使をすることは認めない。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（ただし、監事が当該議案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長、副会長及び監事は、議事録に署名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第43条 本協会には、理事会の定めるところにより、事業を円滑に行うために必要に応じ委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第44条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第45条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第46条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(特別利益供与の禁止)

第47条 本協会は、本協会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本協会の役員若しくは会員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることが出来ない。

(剩余金分配の禁止)

第48条 本協会は、一切の剩余金の分配を行わない。

(事業計画及び予算)

第49条 本協会の事業計画書及び収支予算書は、事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第50条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、通常総会に提出し第1号及び第2号の種類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 会長は、公益法人及び公益社団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

(貸借対照表の公告)

第53条 本協会は、法務省令で定めるところにより、通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告する。

(事業年度)

第54条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第9章 定款変更、解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、総会において、総正会員の4分の3以上の多数による決議により変更することができる。

(解散)

第56条 本協会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員が欠けたこと
- (3) 合併により本協会が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

2 前項第1号により本協会が解散する場合には、総正会員の4分の3以上に当たる多数による決議によらなければならない。

(清算法人の機関)

第57条 本協会が解散した場合（前条第1項第3号による解散の場合及び同第4号による解散であって当該破産手続きが終了していない場合を除く。）には、本協会は清算法人となる。この場合、1人又は2人以上の清算人を置かなければならない。

(残余財産の帰属)

第58条 本協会が清算するときに有する残余財産は、総会において総正会員の4分の3以上の多数による決議によって、本協会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。）には、総会において総正会員の4分の3以上の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の

財産を、当該認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に必要な事項は、この定款及び理事会の定めるところによる。

(個人情報の保護)

第60条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の定めるところによる。

(公告)

第61条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会代議員の選任

(連合会代議員)

第62条 連合会代議員及び連合会補欠代議委員は、本協会の正会員の中から別途連合会の定める員数を正会員が選任する。

- 2 前項の連合会代議員の選出に当たっては、欠員補充を考慮し、投票数の多い順に順位を付することとする。
- 3 会長は、連合会代議員の名簿を作成し、連合会の通常総会の30日前までに連合会会長に送付しなければならない。
- 4 連合会代議員は、連合会総会の決議事項等について、本協会会員に報告するものとする。

第12章 事務局

(設置等)

第63条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局員を置き、事務局員は、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第13章 梯則

(細則)

第64条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

2 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

この定款は、平成23年5月11日より施行する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本不動産鑑定協会が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による移行認定を受けて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記を行うまでは、この定款の第4条第3項、第11条第7項、及び第62条は効力を有しないものとし、その他この定款に「公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会」とあるを「社団法人日本不動産鑑定協会」と読み替えるものとする。

附 則

この定款は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この定款は、平成29年1月12日より施行する。

附 則

この定款は、平成30年4月1日より施行する。